

公益社団法人日本図書館協会 入退会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第7条、第9条、第10条及び第11条の規定に基づき、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の会員の入会及び退会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 本法人に正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする個人、図書館の施設を有する法人又はその他の団体（以下「施設等」という。）は、次に掲げる事項を記載した入会申込書を理事長に提出する。

一 正会員として入会しようとするもの

イ 個人として入会しようとする者

- (1) 氏名・氏名ふりがな
- (2) 自宅住所・郵便番号・電話番号・メールアドレス
- (3) 所属機関名
- (4) 所属機関住所・郵便番号・電話番号
- (5) 機関誌送付先
- (6) 会員の種類
- (7) 所属を希望する活動部会

ロ 施設等として入会しようとするもの

- (1) 施設等の名称及びふりがな
- (2) 所在住所・郵便番号・電話番号
- (3) 代表者名・役職名
- (4) 連絡担当者名・所属部署・住所・郵便番号・電話番号・メールアドレス
- (5) 機関誌送付先
- (6) 会員の種類
- (7) 所属を希望する活動部会

二 準会員として入会しようとする者

- (1) 氏名・氏名ふりがな
- (2) 自宅住所・郵便番号・電話番号・メールアドレス
- (3) 所属大学名・学年
- (4) 所属大学住所・郵便番号・電話番号
- (5) 機関誌送付先
- (6) 所属を希望する活動部会

三 賛助会員として入会しようとするもの

イ 個人として入会しようとする者

- (1) 氏名・氏名ふりがな
- (2) 自宅住所・郵便番号・電話番号・メールアドレス
- (3) 機関誌送付先

ロ 法人として入会しようとするもの

- (1) 法人の名称及びふりがな
- (2) 所在住所・郵便番号・電話番号
- (3) 代表者名・役職名
- (4) 連絡担当者名・所属部署・電話番号・メールアドレス
- (5) 機関誌送付先

- 2 理事長は、前項の入会申込書を受理した場合、これを理事会に諮り、理事会は、入会を拒否する合理的な理由がない限り、申込者の入会を承認する。
- 3 前項の承認が行われた場合、理事長が入会申込書を受理した日を申込者が本法人に入会した日とし、理事長は個人にあつては本人に、施設等又は法人にあつてはその代表者に通知する。

(会員名簿登録及び会員に関する情報等の管理)

第3条 理事長は、本法人に入会した者を、会員の種類ごとに、本法人の会員名簿に登録する。

- 2 会員は、前条第1項各号に掲げる事項に変更があつた場合、すみやかに、理事長に対して届け出なければならない。

(会員の個人情報の保護)

第4条 会員名簿に登録された個人会員に関する情報は、法令に基づいて開示を求められた場合を除き、会員本人の同意を得ることなく、第三者に開示し又は提供しない。

(退会手続)

第5条 会員は、定款第9条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合、退会届を理事長が受理した日を、退会の日とする。

一 正会員

イ 個人として入会した者

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 会員の種類
- (4) 退会の理由

ロ 施設等として入会したもの

- (1) 施設等の名称
- (2) 所在地
- (3) 会員の種類
- (4) 退会の理由
- (5) 連絡担当者名・所属部署

二 準会員

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 所属大学名・学年

(4)退会の理由

三 賛助会員

イ 個人として入会した者

(1)氏名

(2)住所

(3)退会の理由

ロ 法人として入会したもの

(1)法人等の名称

(2)所在地

(3)連絡担当者名・所属部署

(4)退会の理由

- 2 理事会は、定款第 10 条の規定に基づく除名又は定款第 11 条の規定に基づく会員資格の喪失があった場合、当該会員の登録を会員名簿から抹消する。この場合、会員名簿の登録を抹消した日を、退会の日とする。
- 3 定款第 10 条の規定に基づいて除名された者又は定款第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づいて会員資格を喪失した者（以下「除名会員等」という。）は、本法人の会員であったことを経歴として称することはできない。

(再入会)

- 第 6 条 除名会員等が本法人に再入会を希望する場合は、その理由を記載した文書を添付し、第 2 条第 1 項に規定する入会申込書を提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の入会申込書が提出された場合、これを理事会に諮り、理事会は、除名又は会員資格の喪失の理由となった事実が解消された否か等を考慮して再入会の可否を決定する。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、再入会を認めない。
 - 一 退会の日において会費の未納があり、そのすべてが納入されていない場合
 - 二 定款第 10 条の規定に基づいて除名された者について、退会の日から 2 年を経過していない場合
 - 3 理事長は、前項の決定があった場合は、すみやかに、入会申込書を提出したものに結果を通知する。

(改正)

第 7 条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 26 年 1 月 21 日）から施行する。